

女性活躍推進法に基づく公表

令和7年2月28日現在

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

・採用した労働者に占める女性労働者の割合

採用人数 17名（新採用 9名、中途採用8名）

うち女性 6名（新採用 3名、中途採用3名）

女性労働者の割合 35%

・男女賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
すべての労働者	63.0%
うち正規雇用労働者	65.1%
うち非正規雇用労働者	92.9%

注1) 対象期間：令和6年度（令和6年3月1日~令和7年2月28日）

注2) 正規雇用労働者の賃金差異については、産後休業制度・育児休業制度の活用促進に取り組んでいるものの、女性職員自らが「結婚」、「出産」を機に「働き方」の選択を行った結果「常備職員」の割合が高く、賃金に差異が生じている状況である。

注3) 「正職員」における平均勤続年数および平均年齢（男女別）

平均勤続年数 男性 15.8年 女性 10.7年

平均年齢 男性 40.3歳 女性 31.8歳

「職業生活と家庭生活との両立」

・男女の平均継続勤務年数の差異（期間の定めのない労働者）

	数値
女性の平均継続勤務年数（A）	10.5年
男性の平均継続勤務年数（B）	16.0年
男女の平均継続勤務年数の差異（A／B）	65.6%

※「期間の定めのない労働者」＝正職員に限らず、無期契約労働者のすべて